

さいたま市告示第606号

公募型プロポーザル方式の手続きの開始

令和7年度地下鉄7号線中間駅周辺地区まちづくり検討業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和7年4月2日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

令和7年度地下鉄7号線中間駅周辺地区まちづくり検討業務

(2) 履行場所

さいたま市岩槻区浮谷地内外

(3) 業務概要

本市では、地下鉄7号線の延伸に伴い設置される中間駅の周辺地区において、土地区画整理事業を前提としたまちづくりの検討を行っている。

令和4年度に「地下鉄7号線中間駅まちづくり方針」を策定し、令和5年度から、地域住民とのワークショップや勉強会を開催し、地域ニーズの把握などを行ってきた。また、民間事業者へのヒアリングを行い、中間駅周辺のポテンシャルやニーズなどを把握してきた。それらを踏まえ、令和7年2月の本市議会の地下鉄7号線延伸促進事業特別委員会において、中間駅まちづくりの新たなコンセプトイメージとともに、まちづくりの規模を定住人口10,000人程度、最大120ha程度を示している。

また、地下鉄7号線延伸事業については、令和5年1月に鉄道事業者への技術支援要請に基づき、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、埼玉高速鉄道株式会社、埼玉県、さいたま市の4者で計画の深度化を進めており、今後、事業実施要請に向けた「速達性向上事業に関する計画の素案」の案を作成することを予定している。

以上のことを踏まえ、本業務では、中間駅まちづくりの実現性を高めるために、まちづくり方針の改定、土地区画整理事業の検討などを実施するものである。

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月19日まで

(5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は51,238,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

本件に参加（企画提案書の提出）を希望する者は、特定業務委託共同企業体（以下、「特定共同企業体」という。）又は単体企業のいずれかで、次のすべての要件を満たさなければならない。

(1) 特定共同企業体の場合

次に掲げるア～カの全ての要件を満たす構成員により結成された者とし、その結成方法はキによるものとする。

ア 本件の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）に、代表構成員については、業務「建設コン／開発事業」及び「建設コン／地域計画」

に、構成員については、業務「建設コン／開発事業」「建設コン／地域計画」のいずれか1つに登録されている者であること。

イ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ 本件の告示日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

カ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本招請に参加していないこと。

キ 特定共同企業体の結成方法は、2者又は3者による自主結成とし、特定共同企業体協定書を締結していなければならない。また、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(ア) 構成員の出資比率は、次のとおりとすること。

a 2者の場合 30パーセント以上

b 3者の場合 20パーセント以上

(イ) 代表構成員の出資比率は、構成員中最大とすること。

(ウ) 構成員は、本プロポーザルに係る他の特定共同企業体の構成員以外で構成すること。

(2) 単体企業の場合

上記（1）に掲げる要件（キ以外）を全て満たしていること。また、本プロポーザルに係る特定共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。

3 企画提案に係る実施要領等の交付

企画提案書の提出を希望する者に対し、令和7年度地下鉄7号線中間駅周辺地区まちづくり検討業務企画提案実施要領（以下、「実施要領」という。）等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p120346.html>

(2) 交付期間

本件の告示日から令和7年4月16日（水）午後4時まで

4 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続きを行うこと。

(1) 提出書類

参加意思表明書 1部

共同企業体関係書類 各1部（単体企業で参加する場合は提出不要）

(2) 提出期間

本件の告示日から令和7年4月16日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下、「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 5階 さいたま市都市戦略本部 未来都市推進部
未来都市共創担当 電話 048-829-1871

(4) 提出方法

持参又は書留郵便（簡易書留郵便を含む。）による郵送

5 参加資格の確認

参加資格の有無にかかる通知を令和7年4月21日（月）付けでメールにて通知する。

6 質問の受付及び回答

企画提案書の提出を希望する者は、企画提案に関する事項について、次のとおり質問することができる。

(1) 受付期間

本件の告示日から令和7年4月11日（金）午後4時まで

(2) 受付方法

ア 電子メールで受け付ける。詳細は実施要領による。

メールアドレス mirai-toshi-suishin@city.saitama.lg.jp

イ 電子メール送信後、下記業務主管課に電話にて到達確認を行うこと。

ウ 提出先・到達確認に関する問い合わせ先

4(3)に同じ

(3) 質問に対する回答予定日

令和7年4月15日（火）までに随時行う。

(4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p120346.html>

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書

イ 業務経歴書

ウ 業務の実施体制調書

エ 業務工程表

オ 見積書

(2) 提出期間

令和7年4月22日（火）から令和7年5月8日（木）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）。なお、郵送の場合は同日必着とし、郵送後に到着確認の電話を行うこと。

(3) 提出場所

4(3)に同じ

(4) 提出方法

持参又は書留郵便（簡易書留郵便を含む。）による郵送

8 業者決定の方法

業者の決定にあたっては、令和7年度地下鉄7号線中間駅周辺地区まちづくり検討業務事業者選定委員会を実施し、選定する。なお、審査方法等詳細については、実施要領を参照すること。

9 事業者選定委員会

参加資格の確認により、参加資格を有すると認められた者は、令和7年5月12日（月）の事業者選定委員会において、プレゼンテーションを実施する。なお、時間、場所等の詳細については、後日通知する。

10 その他

- (1) 最優秀提案者特定の日（翌日）から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。
- (2) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とすること。
- (3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (5) 企画提案の審査結果は、企画提案の具体的内容を除き、公表する。
- (6) 詳細は、実施要領による。

11 連絡先

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市都市戦略本部 未来都市推進部 未来都市共創担当

電話 048(829)1871 FAX 048(829)1997

メールアドレス mirai-toshi-suishin@city.saitama.lg.jp